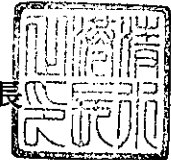


港長公示 第7-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので同条第2項の規定により公示する。

令和7年7月24日

清水港長



清水港内日の出埠頭前面及び付近海域における航泊の禁止について

日の出埠頭前面及び付近海域において、「第76回清水みなと祭り海上花火大会」が実施されるので、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する作業船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和7年8月3日（日）午後5時00分から花火大会が終了し、安全が確認されるまでの間（同日午後10時00分頃を予定）

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次に結んだ線及びイと二を結んだ線により囲まれた海域

- イ 清水港江尻船だまり北防波堤灯台（北緯35度01.0分、東経138度29.8分）から171度670メートルの地点
- ロ イ地点から 90度280メートルの地点
- ハ ロ地点から180度560メートルの地点
- ニ ハ地点から270度280メートルの地点

3 標識

上記区域を明示するため、次の各地点には黄色灯浮標（灯質：黄色、4秒1閃光）が設置される。

- （1）上記2項目のイからニの各地点に各1基
- （2）上記イ地点とニ地点の中間及びロ地点とハ地点の中間に各1基

4 備考

航泊の禁止期間中、付近海域に警備艇が配備される。

